

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和元年 10 月 23 日 (水) 第 9 1 4 6 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県指定保護文化財の指定 (318) (文化財課) 2
	鳥取県指定史跡の指定 (319) (〃) 2
	生活保護法による指定介護機関の休止の届出 (320) (福祉監査指導課) 2
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会事務局教育環境課) 3
	落札者の決定 (〃) 5

告 示

鳥取県告示第318号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

古文書の部

名称	員数	所在の場所
浅津文書	3点	鳥取市東町二丁目124 鳥取県立博物館

建造物の部

名称	員数	所在の場所
庄司家住宅 主屋 茶座敷 後ろ座敷 蔵 前蔵 西蔵 ウマヤ 門 土地 宅地（西塀及び南塀を含む。）	8棟 4,218.16平方 メートル	境港市渡町

鳥取県告示第319号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第30条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定史跡の指定をするので、同条第2項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

令和元年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地又は地域
都合山たたら跡	日野郡日野町中菅字都合谷原1592-1、1592-2、1593-1、1593-3、1593-6、1593-7、1593-8、1593-9、1593-10、1593-11、1593-12、1594-1及び1594-2並びにこれらに介在する道路敷及び水路敷、1593-1、1593-3及び1597-1に挟まれた水路敷及び道路敷、1592-1、1592-2及び1596-3に挟まれた道路敷、1594-1に西接する道路敷並びに1594-2及び1596-3に挟まれた土地、道路敷及び水路敷

鳥取県告示第320号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和元年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	休止年月日
医療法人クリ内科胃腸科クリニック	米子市西福原六丁目2-28	医療法人クリ内科胃腸科クリニック	米子市西福原六丁目2-28	訪問看護、居宅療養管理指導	令和元年7月1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	休止年月日
医療法人クリ内科胃腸科クリニック	米子市西福原六丁目2-28	医療法人クリ内科胃腸科クリニック	米子市西福原六丁目2-28	介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導	令和元年7月1日

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年10月23日

鳥取県立境港総合技術高等学校長 田 中 宏 明

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県海洋練習船「若鳥丸」第二種中間検査に係る整備及び修繕 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

令和元年12月25日から令和2年2月19日まで

(4) 履行場所

落札者が所有し、又は借り受けているドライドック（乾船渠）

(5) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税を含めた金額とする。）とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の船舶部品及び修理に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和元年11月1日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 令和元年10月23日(水)から同年12月4日(水)(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 令和元年10月23日(水)から同年12月4日(水)(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 造船法(昭和25年法律第129号)第2条第1項の規定による国土交通大臣の許可を受けている者であること。
- (6) 船舶安全法(昭和8年法律第11号)第5条第1項第2号に規定する中間検査を確実に実施する体制が整備されている者であること。
- (7) 平成21年4月1日以降に、国又は地方公共団体が所有する漁業に関する実習、練習、調査、取締り等を目的とする総トン数500トン以上の船舶を対象としたこの公告に示した業務と同様の業務について、国又は地方公共団体と契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立境港総合技術高等学校

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒684-0043 境港市竹内町925

鳥取県立境港総合技術高等学校

電話 0859-45-0411

電子メール sakaisogo-h@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、(1)の場所で令和元年10月23日(水)から同年11月14日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 入札説明会の日時及び場所

(1)の場所で令和元年11月27日(水)午後1時30分から行う。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年12月4日(水)午後1時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月3日(火)午後5時までとする。

イ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札は、紙入札により行うものであること。

- (2) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を 4 の(1)の場所に令和元年11月14日(木)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Maintenance and repair II mid-term inspection of the training vessel Wakatori maru, 1 set
- (2) November 14, 2019 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) December 4, 2019 1:00 PM : Time-limit for submission of tenders
(December 3, 2019 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Sakaiminato Comprehensive Technical High School
925 Takenouchi-cho, Sakaiminato-shi, Tottori 684-0043, Japan TEL : 0859-45-0411

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年10月23日

鳥取県立倉吉農業高等学校長 河 本 達 志

- | | |
|------------------------|-------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県立倉吉農業高等学校情報処理室ほかパソコン等 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 令和元年10月3日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社ソルコム鳥取支店
鳥取市岩吉166-2 |
| 5 落 札 金 額 | 80,344,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 令和元年8月23日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県立倉吉農業高等学校
倉吉市大谷166 |